

## 特別利用保育（特例施設型給付）の規定について

### 1. 特別利用保育とは

緊急時の償還払や地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付（認定）することとされている。

当市における教育施設（1号認定の受入れ可能な幼稚園・認定こども園）は、市全体で3か所となっており、自宅からの距離を考えれば、全ての児童が教育施設を選択肢とすることができる状態とは言えない。

このことから当市では、教育施設を利用する児童（1号認定）が一定の要件を満たす場合に、保育施設の利用を認めることとする。

### 2. 特別利用保育の必要性

当市において、1号認定の受入れ施設が3か所であることから、1号認定児が教育施設の利用を希望した場合であっても、定員や設置場所の関係で利用できない場合（認定区分に対応する施設が不足している状態）が想定されるため、市町村が認めるための基準について、子ども・子育て会議で制定する必要がある。

### 3. 特別利用保育の対象児童の取扱い

(1) 認定は、1号認定とするため、保育料や教育・保育時間は1号認定と同様の扱いになる。

①保育時間：5時間程度+昼食（8:30～14:30）

※基本的には保育に欠ける要件ではない為、迎えの時間に頻繁に遅れる等の悪意がある場合は、特例による利用を停止する等の措置を講ずる。

※都合（事前の申し出）により、前後の時間の保育を利用する場合には、延長料金（公立の場合、1時間あたり200円）が発生する。

②保育料：1号認定と同額の表

(2) 公定価格（民間保育施設委託料）上は2号短時間に準じ、基本単価から4,500円を減ずる。

(3) 認定期間は、小学校就学前までの期間の内、各要件に定める日のどちらか早い日とする。

(4) いずれも利用保育施設の定員に空きがある場合に限るため、保育に欠ける児童の入所が決まった場合は、年度途中で退園してもらう可能性もある。

## 特例事由1：3歳未満の子どもを家庭で保育する

### (1)対象児童(次の全てに該当する児童)

- ①保護者が家庭で3歳未満の児童を育児する3歳以上の児童であること
- ②居住地区に幼稚園・認定こども園が存在しない又は受入れが出来ないこと

### (2)認定期間

下の子が2歳になる日が属する年度末までとする。

### (3)特例施設型給付の対象とする理由

- ①0～2歳は愛着形成における「基本的信頼感」獲得の重要な期間であるため、市ではこの時期の家庭保育を推奨する。
- ②当市では、育児休暇中の上の子どもの保育所利用を認めている。これは、保護者が就労していない点では、専業主婦と同一であることから、専業主婦でも3歳未満児を家庭で保育する場合は育休に準じる扱いをする。

	過去	出産	現状	将来	現在の保育所利用
育休取得	就労○	就労×	就労×	就労○	○
専業主婦	就労×	就労×	就労×	就労?	×

※灰色が現在の保育所の利用可能期間

- ③育児休業取得による保育利用に比べて保育時間が短くなるため、保育に欠ける事由と比べても不公平感は少ない。
- ④3歳以上児であれば、質の高い教育を求める場合は認定こども園、小学校区を意識した幼児期を過ごす場合は保育所という選択が可能。
- ⑤保育所の保育士配置基準は、0歳児3人につき1名の保育士の配置を規定しており、家庭で保護者が0歳児と兄弟を2人以上看することは難しい場合もあり、育児負担によるノイローゼや虐待の危険性がある。
- ⑥専業主婦でも出産時に保育所の利用が認められているが、育休に該当する時期には退園となるため、子どもにとって短期間に入退園を繰り返すことは望ましくない。

### (4)その他

- ①平成27年度経過措置適用児童で、この事由の対象児童はおよそ24名である。
- ②認定期間終了後も継続が必要な場合(保護者の育児能力不足による育児ストレスの過多等)は、行政措置による事由により措置することも考えられる。
- ③未満児の兄弟の場合は、対象とならない。一時預かりや行政措置による保育利用を検討する。

## **特例事由2：年長(5歳)児の保育所継続利用**

年長児童は、翌年度に小学校就学を控えており、小1ギャップ問題の観点から学校区の施設を利用することが望ましいが、1号認定の受入れ施設が各小学校区に設置されておらず、保護者が希望する場合は、保育所への入所を認める。

### (1)対象児童(次の全てに該当する児童)

- ①4月1日現在で年齢が5歳であること。
- ②前年度も希望する園に在籍していた児童(継続児)であること。
- ③居住地区に幼稚園・認定こども園が存在しない又は受入れができないこと

### (2)認定期間

満5歳に達して最初の4月1日から小学校就学前最後の3月31日まで(1年間)

### (3)特例施設型給付の対象とする理由

- ①小学校区以外の教育施設へ通うことで、児童・保護者の交友関係が途切れてしまう。
- ②保育所と小学校の場所が離れることで連携(訪問、面談等)が難しくなる。このことは特に要支援児について重要な課題である。
- ③集団の中に入ることで、同じ年の子どもと成長を比較することができるため、子どもに障がいがある場合も、そこで発見し、就学に向けて適切なサポートをしやすくなる。(就学相談につなげることができる)

### (4)その他

この事由の対象児童はおよそ3名である。

## **特例事由3：教育施設(幼稚園・認定こども園)での受入れ不可の場合**

### (1)対象児童(次の全てに該当する場合に認める。)

- ①教育施設の利用を希望しているが、市内の教育施設では、定員等の理由で当該児童を受入れることが困難であり、当該児童を受入れることで運営に支障が出る場合。
- ②市内保育施設の定員に空きがある場合。